

「平成 25 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」概要

保健福祉部健康増進課

1 「平成 25 年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」について

平成 23 年 4 月 1 日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第 10 条の規定に基づき、歯及び口腔の健康づくりの状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策及び講じようとする施策について、県議会へ報告するものです。

2 県内における歯及び口腔の健康づくりの状況について

年代	項目	直近値			基本計画 目標値 (H29)
		県	全国	年度	
1 歳 6 か月	むし歯のない者の 割合	97.8%	97.9%	H23	—
3 歳		78.8%	79.6%	H23	80.0%
5 歳(幼稚園)		58.2%	57.1%	H24	—
小学生		39.3%	44.2%	H24	—
中学生		48.8%	54.3%	H24	—
高校生		37.5%	42.4%	H24	—
12 歳	1 人あたり平均 むし歯数	男 1.4 歯 女 1.5 歯 計 1.5 歯	男 1.03 歯 女 1.17 歯 計 1.10 歯	H24	1.0 歯 以下
40,50,60,70 歳	歯周疾患検診受診率	5.4%	4.5%	H23	—
60 歳	24 歯以上自分の歯を 有する者の割合	52.7%	56.2%	H21	60.0% 以上
80 歳	20 歯以上自分の歯を 有する者の割合	23.9%	26.8%	H21	35.0% 以上

3 平成 24 年度に講じた施策について

- (1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進関連事業
 - ・よい歯のコンクール（親と子、3 歳児、優良学校）の実施
 - ・とちぎ歯の健康センターにおける健康相談などの実施
 - ・歯科保健の視点を踏まえた食育の担い手育成事業の実施
 - ・市町や施設におけるフッ化物洗口実施支援事業の実施
- (2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及関連事業
 - ・健康教育（永久歯等対策事業）の実施
- (3) 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保関連事業
 - ・障害児者歯科医療システム 2 次・3 次診療機関運営事業の実施
 - ・とちぎ歯の健康センターにおける障害児者等の歯科診療や福祉施設における巡回歯科相談指導の実施
 - ・介護従事者等を対象とした口腔ケア実践研修会の開催
 - ・在宅歯科診療連携推進のための地域における体制整備及びポータブル医療機器の整備（6 郡市歯科医師会）
- (4) 歯科保健医療提供体制の整備関連事業
 - ・とちぎ歯の健康センターにおける歯科保健指導者・医療従事者研修の実施

4 平成 25 年度に講じようとする施策について

平成 24 年度の事業に加え、平成 25 年度は新たに以下の事業を実施する。

- ・在宅歯科診療連携推進のための地域における体制整備及びポータブル医療機器の整備（県歯科医師会及び 5 郡市歯科医師会）
- ・とちぎ歯の健康センター診療所における医療機器の更新整備
- ・成人歯科健診の充実に向けたモデル事業の実施